

大東文化大学共同研究及び受託研究に関する取扱要領（制定）

平成 28 年 4 月 27 日制定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、大東文化学園（以下「本学園」という。）と民間事業者等の学外諸機関（以下「学外機関」という。）との共同研究及び受託研究について、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）「共同研究」 本学園が学外機関から研究者、研究に要する経費等（以下「研究費」という。）を受け入れて、大東文化大学（以下「本学」という。）の教職員（以下「研究担当者」という。）と学外機関の研究者が共通の研究課題について、共同で行う研究をいう。

（2）「受託研究」 本学園が学外機関から委託を受けて、研究担当者が行う研究で、研究費を学外機関が負担するものをいう。

（受入基準）

第 3 条 共同研究又は受託研究の受入れは、本学における研究活動の発展及び研究成果の社会還元 に寄与し、かつ、本学園の諸規則に反しないものに限るものとする。

（申請）

第 4 条 研究担当者と共同研究の実施を予定している学外機関又は本学に研究を委託しようとする学外機関は、当該研究担当者が所属する学部、大学院法務研究科（法科大学院）、研究所又はセンター（以下「学部等」という。）の学部長、法務研究科長又は所長（以下「学部長等」という。）に対し、所定の申請書及び共同研究又は受託研究に係る契約書の原案を提出しなければならない。

2 研究担当者の所属する学部等の学部長等は、教授会又は管理委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、当該共同研究又は受託研究に係る申請を学長に対し、建議しなければならない。

（決定）

第 5 条 学長は、遅滞なく当該共同研究又は受託研究に係る申請の諾否について決定し、当該研究担当者の所属する学部等の学部長等に対し、これを通知しなければならない。

（契約の締結）

第 6 条 共同研究又は受託研究に関する契約（以下「契約」という。）は、理事長と学外機関との間で締結するものとする。ただし、理事長は、契約に関する権限を学長に委任することができる。

（契約の変更及び更新）

第 7 条 第 6 条に規定する契約の内容を変更又は契約を更新しようとする場合の手続については、第 4 条から第 5 条の規定を準用する。

（研究費の納入）

第 8 条 研究費の提供を伴う場合、学外機関は、契約締結後速やかに定められた研究費を本学園に納入しなければならない。

2 いったん納入された研究費は、返還しない。ただし、やむを得ない理由があると学長及び理事長が認めた場合には、当該研究費の全部又は一部を返還することができる。

（管理手数料）

第 9 条 本学園は、原則として契約書で規定する研究費の 10 パーセントに相当する額を管理手数料として徴収するものとする。ただし、研究費の提供を伴わないものについては、この限りでない。

（研究費の支出及び精算）

第 10 条 研究費の支出及び精算は、「大東文化大学一般研究費使用要領」、「学校法人大東文化学園国内旅費規程」、「学校法人大東文化学園校務のための海外出張取扱い要領」その他学園の規

則等に基づいて行うものとし、学園・大学の規程等に定めのない事項については、当該学外機関と協議の上、これを決定するものとする。

(必要な物件の提供等)

第 11 条 本学園は、本学の教育研究活動に支障のない範囲内で、その所有する物件を共同研究又は受託研究の利用に供することができる。この場合において、学長又は理事長の許可を得ないで当該物件の移動又は改造等をしてはならない。

(共同研究又は受託研究に関する疑義)

第 12 条 学長及び理事長は、共同研究又は受託研究に関する疑義がある場合には、研究倫理委員会その他の委員会の意見を徴することができる。

(共同研究又は受託研究の変更又は中止)

第 13 条 学長は、共同研究及び受託研究の継続が困難であると認めた場合には、研究担当者及び学外機関と協議の上、当該共同研究又は受託研究の変更又は中止を決定することができる。

2 学長は、共同研究及び受託研究の変更又は中止を決定した場合には、速やかに理事長、当該研究担当者の所属する学部長等及び学外機関に対し、その旨を通知しなければならない。

(研究経過等の報告及び公表)

第 14 条 研究担当者は、共同研究及び受託研究の研究期間が複数年度にわたる場合には、毎年 5 月末日までに、所属する学部等の学部長等を通じて、学長に対し、前年度の共同研究又は受託研究の研究経過報告書及び研究費収支状況報告書を提出しなければならない。

(研究成果等の報告及び公表)

第 15 条 研究担当者は、共同研究又は受託研究の期間終了後 3 か月以内に、所属する学部等の学部長等を通じて、学長に対し、研究成果報告書及び研究費決算報告書を提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する研究成果報告書及び研究費決算報告書の内容を確認の上、遅滞なく理事長及び学外機関に対し、これを送付するものとする。

3 研究担当者が、提出期限までに第 1 項に規定する報告書を提出しなかった場合には、同報告書を提出するまで、当該研究担当者に係る新たな共同研究又は受託研究の受入れを認めない。

4 研究成果物は、原則として当該研究担当者が公表するものとする。この場合において、当該研究成果の公表時期は、当該研究担当者と学外機関が協議の上、これを決定することができる。

(物件等の帰属)

第 16 条 共同研究又は受託研究の研究費によって調達又は製作された物件等は、契約に別段の定めのない限り、本学園に帰属するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第 17 条 共同研究又は受託研究の実施に伴って生じた知的財産権に係る権利の帰属については、本学園と学外機関が協議の上、これを決定するものとする。

(事務の所管)

第 18 条 この要領に基づく契約の締結、変更又は更新に関する事務は総務部総務課が、その他の事務は研究担当者の所属する学部等の事務室が、それぞれこれを行う。

(要領の改廃)

第 19 条 この要領の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附則

1 この要領は、平成 28 年 4 月 27 日から施行する。

2 この要領の施行以前に発効した契約には、この要領を適用しない。